

中国の新規性の判断に関する裁判例

－「メンテナンスフリーの曇り防止レスピレータ」事件－

2016.12.28 判決 北京高裁（2015）高行（知）終字第 1288 号

一審判決取消請求事件：一審判決取消

概要

引例の図面から、明細書に記載されていない技術的效果を推定することが否定された事例。

特許請求の範囲

【請求項 1】

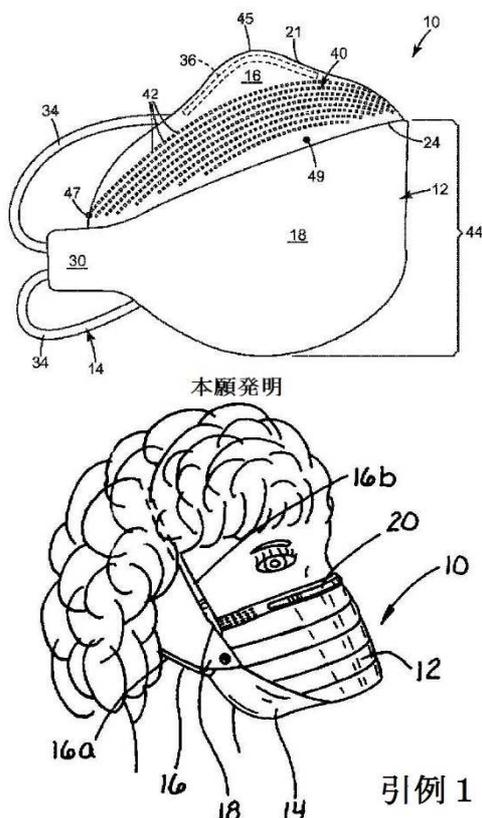
(a) ハーネスと、

(b) 凹部領域と一次フィルタリング領域を含み、かつ少なくとも 1 枚の不織布繊維ウェブを備えるマスク本体であって、前記少なくとも 1 枚の不織布繊維ウェブは、フィルタ層を含み、前記マスク本体の前記凹部領域の少なくとも一部分に対する本質的構造改変によって前記凹部領域全体の圧力低下が顕著に増大し、前記圧力低下の増大は、前記マスク本体の前記凹部領域に追加の材料又は物品を追加せずに前記少なくとも 1 枚の不織布繊維ウェブの本質的構造を変更することによって達成された、マスク本体とを含む、メンテナンスフリーレスピレータ。

主な争点

- 1 効果認定の誤り（争点 2）
- 2 新規性認定の誤り（争点 3）

図面の対比



審決

(1) 本出願の請求項には、「凹部領域」について具体的な定義がされておらず、明細書に記載の「凹部領域」に関する定義で請求項の内容を解釈することができるが、特許請求の保護範囲を限定することはできない。・・・（略）・・・引例 1 の上部・鼻部またはリップ領域 1 2 は、口部領域をカバーしておらず、口部上方、眼部下方の鼻部領域をカバーしていると思われ、本出願の明細書に定義されている「凹部領域」との実質的な差異はない。

(2) 引例 1 には、上部領域 1 2 において溶融箇所が形成させているので、構成改変前の上部領域 1 2 と比べて、空気の流通面積が明らかに減少し、空気が不織布繊維ウェブ及び／又は他の材料を通過する機会が少なくなり、このような本質的構造改変は本出願の請求項 1 と同じ、必ず上部領域 1 2 の圧力低下を著しく増加させる。

「結論」：拒絶査定を維持する審決。

一審の判決

請求項 1 においては、凹部領域について限定をしておらず、明細書第 5 頁に「凹部領域とは、マスク本体の鼻部分と、レスピレータを着用したときに着用者の目及び／又は眼窩の下に位置する部分とを意味する」と記載され、すなわち、凹部領域とは、鼻部分付近のマスク本体領域を指している。引例 1 において、領域 1 2 は鼻部を覆う上部の領域であり、引例 1 の領域 1 2 は、本出願の凹部領域の位置と等価であることが分かる。その次、本出願および引例 1 の図面はすべて、レスピレータの全体構造を説明するために図示されており、図面のみに基づいて引例 1 の領域 1 2 が本出願の凹部領域より大きいと推定することは根拠なしの判断である。その三、本出願の前記「凹部領域」に関する定義から、凹部領域は陥凹ではなく、溶接や接着などの方法によってマスク本体の本質的構造を改変して形成された「凹部領域」であることが分かる。引例 1 の領域 1 2 においても本体構造体を溶接することによって形成されたリップが存在している。つまり、その中にも凹部領域が形成されている。

本出願において、凹部領域の少なくとも一部分に対する本質的構造改変、具体的には、溶接または接着などの方法によって当該領域の構造体を結合させ

ることにより、凹部領域の圧力低下を増大させることができる。その原因は、空気が通過できない部分が形成されて空気の流通量が減少したからである。本出願の従属請求項5～7の記載からもわかるように、本質的構造改変が凹部領域の総面積に占める割合は1%～100%という非常に大きな範囲区間にあり、つまり、3Mは、本質的構造改変があれば圧力低下を顕著に変化させる効果が得られると思っているだろう。引例1には、領域12において超音波溶接により多数の縦方向に延びるリブが形成されており、本出願と同様の原理で、これらのリブ領域で空気が通過できず、リブがない場合より空気の流通面積が減少し、圧力低下も著しく増加することになる。さらに、リブの支持でマスク全体の空間が増加することは、引例1の更なる効果でもあるが、リブ領域のみを考慮すれば、リブの存在は、必ず当該領域の圧力低下を増加させるだろう。

「結論」：審決を維持する一審判決。

本判決

本出願の請求項1に「前記マスク本体の前記凹部領域の少なくとも一部分に対する本質的構造改変によって前記凹部領域全体の圧力低下が顕著に増大」することが記載され、本出願の明細書の記載を参照すれば、「マスク本体の凹部領域の本質的構造を改変することによって、空気の流れの抵抗を大きくすることができ、これにより空気が、凹部領域からではなく一次フィルタリング領域を通してマスク本体から出て行くようになる」ことが分かる。しかし、引例1に開示された内容には、その上部領域の表面積を増やし、リブを形成するのは、マスクを着用する際には陥凹することを防止し、呼吸の抵抗をさらに低くして呼吸しやすくするためである。引例1の技術内容においてリブによって上部領域の圧力低下を顕著に増大させることが全く記載されておらず、明細書の記載がないのに直接「リブの存在により、空気の流通が妨げられ、空気が当該領域の不織布繊維ウェブ及び／又は他の材料を通過する機会が少なくなり、本質的構造改変によって必ず上部領域の圧力低下を著しく増加させる」と認定することには、根拠がない。

一般に、引例1に開示された技術内容を引用するとき、明確に記載されている内容が示唆的に含まれていることの他にも、図面がある場合、図面から直接且つ一義的に特定されてもよい。但し、文字の記載がなく、単なる図面から推定された内容を開示された技術的特徴として理解することが好ましくない。本出願の請求項1の技術内容は、主に、凹部領域全体の圧力低下を著しく増加させるという課題を解決するために使用されるが、引例1は、主に上部領域の表面積が陥凹しやすいという課題を解決するためである。本出願の請求項1は、本質的構造改変を限定しているが、具体的な技術的手段が限定されておらず、請求項2にはスポット溶接で限定されている。しかし、引例1には、リブを形成するのは、フィルタリング面積が拡大したことによって発生する陥

凹を解決するためである。本出願の希望技術的效果は、空気が凹部領域からではなく一次フィルタリング領域を通して出て行くようになることである（当該領域の圧力低下が増加する、すなわち、空気の透過抵抗が増加する）。しかし、引例1の希望の技術的效果は、表面積を増大させながら全体的な呼吸抵抗を減少させることである。本出願と引例1の解決しようとする技術的課題、技術的内容および希望の技術的效果は、実質的に異なる。一審裁判所の判決には、引例の技術内容を全面的に理解しておらず、単なる引例1の図面から勝手に「該本質的構造改変によって必ず上部領域の圧力低下を著しく増加させる」という技術的效果を推定することは誤り、改正すべきである。したがって、本出願の請求項1は、引例1に対して特許法第22条第2項に規定の新規性を備える。3Mの請求を認容する。

「結論」：審決及び一審判決を取消す二審判決。

検討

1 審決では、引例1の上部領域12において溶融箇所が形成させているので、構成改変前の上部領域12と比べて、空気の流通面積が明らかに減少し、空気が不織布繊維ウェブ及び／又は他の材料を通過する機会が少なくなり、このような本質的構造改変は本出願の請求項1と同じ、必ず上部領域12の圧力低下を著しく増加させる効果があると認定されている。

2 一審判決では、引例1の領域12において超音波溶接により多数の縦方向に延びるリブが形成されており、本出願と同様の原理で、これらのリブ領域で空気が通過できず、リブがない場合より空気の流通面積が減少し、圧力低下も著しく増加する効果が当然であると認定されている。

3 二審判決では、技術的課題、技術的内容および技術的效果の三方面から比較した上、本願発明と引例とが異なると判断し、さらに、単なる引例の図面から勝手に明細書に書いてない技術的效果を推定することを否定し、新規性を認めた。

実務上の指針

本件では、「前記凹部領域全体の圧力低下が顕著に増大する」という効果の記載が判断のポイントとなっている。

「後知恵」を回避するように、新規性の判断にもいわゆる「三つのステップ」（解決しようとする技術的課題、技術的内容、技術的效果）が利用されたということは、新規性判断においても、技術的課題の共通をさらに重視する傾向に向いていることの証だろうと考える。

以上